

個人でのご寄付

(1) 所得税および所得の寄付金による控除

寄付金控除には、①税額控除制度と②所得控除制度の2種類あり、どちらか一方の制度を選択することができます。

「所得税の寄付金控除の目安」は、学園ホームページ所得税控除シュミレーターでご確認いただけます。

① 税額控除制度

所得税額から以下の計算式による所得税額控除額を控除する方法です。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \boxed{\text{所得税額控除額}}$$

※控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

※所得税控除額は、その年の所得税額の25%が上限となります。

② 所得控除制度

課税前の所得から以下の計算式による所得控除額を控除する方法です。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) = \boxed{\text{所得控除額}}$$

※控除対象となる寄付金額は、その年の総所得金額等の40%が上限となります。

(2) 住民税の寄付金による控除

寄付された翌年1月1日のご住所によって、確定申告の際に、住民税の寄付金控除もあわせて申告することにより、翌年度の住民税から控除されます。

※指定の有無は、住所地の都道府県・市区町村ごとに異なります。

$$(\text{寄付金額} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{住民税控除率} = \boxed{\text{住民税控除額}}$$

※控除対象となる寄付金額は、ご寄付された年の総所得金額等の30%が上限となります。

※住民税控除率は都道府県の指定は4%、市区町村の指定は6%、双方の指定は合計10%となります。

(3) 寄付金控除の手続き

寄付金の税額控除を受けるには、寄付された翌年に所轄税務署で確定申告を行ってください。

確定申告の際には、『税額控除に係る証明書(写)』または『特定公益増進法人証明書(写)』と、本学または郵便局・銀行発行の『領収書』(寄付金名の記載があるもの)が必要となります。

※確定申告についてのご相談は、所轄税務署へお問い合わせください。